

龍野ジュニアソフトテニスクラブ保護者総会

1 はじめに

現在の部員は役20名となっています。少ない人数での練習には少し寂しい感じもします。元気な声が飛び交い活気ある練習風景に少しでも早く戻るを期待します。3月末の千葉県で行われた全国大会においては、龍野ジュニアより6名が参加し、全国大会と言う舞台上で羽ばたいてきました。また、兵庫県代表として出場した選手の活躍はめざましいものがありました。昨年度の近畿大会、全国大会レベルの試合においての兵庫県代表選手の活躍は素晴らしいものでした。活躍できる人たちはその分注目されます。技術の向上とテニスに取り組む真摯な態度や、日頃の生活態度にも手本となれるようになってほしいですね！

龍野ジュニアとしては、子どもたちの元気な姿、がんばる姿を応援すべく家族をはじめ、コーチ全員が協力しできる限りのサポートを続けています。

龍野ジュニアソフトテニスクラブでは、ソフトテニスの技術向上を目指していることはもちろんですが、その基礎となる健康な体づくりや人間形成がより大切なことと考えています。

そのためにはコーチによる指導だけではなく、保護者の皆様が龍野ジュニアの運営方針に賛同していただき、ご理解とご協力が大変重要です。

さらに、たつの市ソフトテニス協会として、中学校の部活動が地域へ移行することを見据え取り組みを始めました。

これからも龍野ジュニアとして大切にしていきたいことは、**創立当初の理念を引き継ぎつつ、活気溢れるジュニアクラブとして活動を行っていきます。**

毎年、年4回行われる県大会をはじめとして、県内や県外での試合に積極的に参加し経験という財産を積み重ねることにより、近畿大会、西日本大会、全国大会優勝に出場できるよう練習に励む子どもたちをサポート、応援していきます。

一方、少子化も影響し、部員数が減少しています。部員数の減少は活気という面で龍野ジュニアの活動のマイナス要因です。底辺拡大を部の方針とする龍野ジュニアにとって大きな課題となっています。そのための取り組みも皆さんと一致団結して進めていきたいと思っています。

本人のやる気を引き出しすには、コーチや保護者の皆様のバックアップが大変重要と考えています。

今後とも、龍野ジュニアソフトテニスクラブの運営に、ご理解いただきご協力をお願いします。

2 各コーチ及び保護者の自己紹介

設立当時のコーチは3人でした。(もちろん保護者コーチ)

☆大村裕コーチ ☆北浦祐二コーチ

☆柴原山千増コーチ ☆古林定芳コーチ

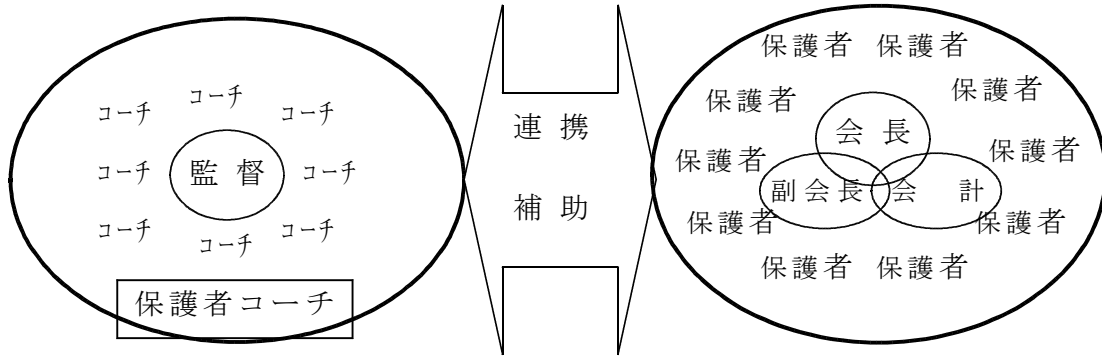
保護者コーチとして

☆細見重樹コーチ ☆細見智恵コーチ ☆杉本浩一郎コーチ ☆松井利澄コーチ

☆橋本那帆コーチ

龍野ジュニアのコーチ陣の強みは！・・・県下随一のコーチ陣

3 龍野ジュニアの組織



監督	大村 哲			
顧問	金治義明	角田勝		
コーチ	柴原山千増	大村 裕	北浦祐二	古林定芳
保護者コーチ	杉本浩一郎	細見重樹	細見智恵	松井利澄 橋本那帆

- 【担当:チーフ】総括 大村哲
- ・初心者・初級者クラス (監督)
 - ・中級者クラス (北浦祐二)
 - ・上級者クラス (大村裕)

チーフ以外のコーチは、必要・要請に応じて指導を行う。保護者コーチは原則として、自分の子供の所属グループで補助を行う。

4 龍野ジュニアの保護者会の基本的な考え方

龍野ジュニアソフトテニスクラブの基本方針を理解し、練習や各種行事に参加させるだけでなく、練習参観や保護者会が催す会に参加し、親同士、コーチ陣との交流を深め、子どもたち相互の仲間づくり支援、健康な心身育成を願う。

龍野ジュニアソフトテニスクラブ基本針

- ※練習は人間形成の場ととらえる
 - ☆最初からうまく打てる人はいない！
 - ☆うまく打てる人は、他の人よりも多くの努力をしている！
 - コートで練習するときだけが練習ではない。
 - ☆しっかりとしたあいさつのできる子になろう。
 - ☆きびきびとした練習をしよう。遊びの気持ちで参加しない。
 - ☆中途半端な参加態度にならないように。(気ままに参加しない)
 - ※保護者の責任のもとに参加させる。
 - ☆練習をできるだけたくさん参観・参加してください。学年の小さいお子さんは一緒に練習をしていただくことで、練習効果が上がります。
 - ※コーチと保護者が協力しあい、一体となってジュニアを育てる。
 - 技術の向上だけでなく、心の成長を目指そう (心も体も強い子になろう)
- ①しっかりと話を聴きます (話をしている人を見て)
 - ②はっきりと返事をします (短くはっきりと)
 - ③きびきびと行動します (人より一歩先に)
- * この3つの行動指針を練習前に皆で復唱することにより心の成長を目指します。自らが主体となって「聴く」「見る」「行動する」ことができるジュニアを育てる。

5 基本的指導方針

※レベルの繋ぎのギャップがないようにコーチ間の連絡調整を密にする。

※監督の方針の下、コーチ陣の意向を考慮し監督が最終決定を行う。

龍野ジュニアの運営の決定及び責任は監督が負う。

※コーチを中心として指導を行い、保護者及び保護者コーチはそれの補助にあたる。

※コーチはすべてボランティア参加です。全員がいつも練習に参加できるわけではありません。保護者の方で可能な方はコーチと一緒に練習に参加し、育成をお願いしたい。

※用具入れの鍵開けはジュニアの会員が全員で行っています。

(準備、後片付けは5・6年生中心に全員で行います。)

※ナイター練習の考え方

ナイター練習は、時間とコート面数に限りがあるため以下のことを原則とします。

当面の間は希望する者全員の参加可能とします。

☆月・木ナイター・・・基本練習・応用練習・ゲーム形式

☆水曜ナイター・・・基本練習中心

※ペアについて：コーチが適性を評価して決定します。

※ジュニアの定期練習：土（午前）、日（全日）、水曜（ナイター練習・基本）

月曜・木曜（ナイター練習・実践練習 大会等に出場する者）

※活動の場所：土曜日、月・水・木曜日ナイターは中川原テニスコート。

日曜日は旧龍野実業高等学校テニスコート。

その他（揖保小学校など）

※旧龍実コートは土曜日と日曜日は使用可能です。自主練習で使いたいジュニアは申し出てください。（コーチの指導は原則ありません）

6 たつの市ソフトテニス協会の強化に向けて（龍野ジュニア設立の最大目的）

※ソフトテニスの競技人口を増やす。底辺の拡大（インスタグラムなどSNSの活用）

※井口杯 龍野市長杯の開催、継続及び他クラブとの交流試合・県内・他府県への遠征試合への参加

※中学生への指導

中学校の部活動のあり方が変わります。中学校以外の地域クラブ所属チームの創設が認められました。ただし、地元の中学校にソフトテニス部がある場合は、地域クラブとして、中学校体育連盟の大会に参加できません。将来、中学校の部活動は原則として平日の1日、土・日は部活動ができなくなりそうです。（地域クラブへの移行）

中学校の教師の指導体制が不十分な学校もあります。ソフトテニスをもっとやりたいという中学生の希望を地域のクラブチームとしてサポートしていきたいと考えています。活動場所の確保など行政への働きかけを行うと共に、指導者としての研修を行い充実したクラブチームの創設を目指します。

7 保護者会組織について

平成13年度に初めて発足しました。

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
会長名	北浦	池田	蔭山	小河	村上	清名	丸山	安田	溝口	
	小宅	揖保	小宅	揖保	誉田	東栗栖	小宅	誉田	東栗栖	
年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和2
会長名	八十川	内海	中岸	岡本	井上	石原	福嶋	清水	藤井	恒藤

小学校	龍野	小宅	東栗栖	神部	半田	誉田	神岡	新宮	新宮	神部
年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8				
会長名	岡本	栗岡	山本	藤田	谷口	杉本				
小学校	龍野	斑鳩	神岡	誉田	神岡	神岡				

任期は2026年3月～2027年2月までの1年間です。

保護者会役員の引き継ぎは2月頃（第2回保護者総会）に行います。

8 2026年度保護者会役員

会 長：杉本浩一郎（神岡）

副会長：三村 慶子（龍野）配車・当番表作成

細見 智恵（余部）コーチ

会 計：橋本 光義（半田）

記 録（写真）全員

9 連絡網

①ジュニア（監督）→ 会員

②保護者会長 → 会員

※ 基本：ラインによる一斉メールで送信します。保護者ラインも活用します。

10 保護者会規約、慶弔規定、選手派遣等の旅費規定（別紙 HPで参照）

1.1 龍野ジュニアソフトテニスクラブHP及び緊急連絡方法

★ 龍野ジュニア一斉ラインを使用する。

★ <http://itigopapa0242.han-be.com/>（龍野ジュニアで検索）

★ ホームページ内の会員サイトにアクセスするためのパスワードはtatuno2000

★ 各月ごとの練習予定、各大会の要項等はホームページを参照してください。

1.2 会費について（月謝ではありません。集金方法は会計より）

コーチ料は支払ってません。コーチもボランティアで頑張ってください。

ただし、練習用ボール、コート使用料等に充当するために集金します。

ナイター練習費、試合参加費、遠征費、備品費が不足した場合都度徴収しています。

1.3 その他：ユニフォーム、練習着、ラケット、シューズ等について

ユニフォーム・・・5月の県選手権に出場者の中から希望者

練習着（ロゴマーク入り）昨年度 ?円・・・原則購入

背面ゼッケン・・・ ?円

ラケット・・・当面は貸し出します。希望者には斡旋します。

量販店のものは購入しないことをお勧めします。

テニスシューズ・・・必ずはくこと。希望者には斡旋します。

トレーナー（ロゴマーク入り）斡旋します。

1.4 年度行事予定（HP参照）

龍野ジュニアソフトテニスクラブ保護者会会則

(組織)

第1条 本会は 龍野ジュニアクラブの保護者によって構成される。

(目的)

第2条 本会は 龍野ジュニアクラブ会員の心身の健全な発達をはかり、同時に保護者相互の親睦を深めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ジュニア練習活動への参加・協力
- (2) ジュニアの遠征活動への参加・協力
- (3) 保護者会主催行事への参加・協力
- (4) その他、必要と認められる事項についての参加・協力

(機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第5条 総会は 本会の唯一の決定機関で、全会員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集するものとする。

ただし、役員会が必要と認めたとき、または会員の過半数の要請があったときには臨時にこれを開催できる。

2 総会は 会員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(役員会)

第6条 役員会は 各地区より選出された役員をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。

2 役員会は 本会の執行機関であって、総会の決定事項を執行し、または緊急の事項を処理する。

ただし、緊急事項の処理については、次の総会に報告しその承認を求めなければならない。

(役員)

第7条 前年度末(2月頃)に役員を選出する。

(本会役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 数名(年度により変動)
- (3) 会 計 1名

2 会長は 本会を代表し、会の活動を統括する。

3 副会長は 会長を補佐し、会長に事故ある時はその代理をする。

4 会長が必要とするときは、上記以外の役員をおくことができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は 次年度の総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、役員の中から直ちに新役員を選出するものとする。

(会費・会計)

第10条 本会会費は 会員の負担とし、6ヶ月に15,000円を納める。また、年度途中加入あるいは退会会員に関しては月割り分担とせず、払い戻しもしない。

- 2 本会会費の使用目的は、スポーツ保険費、コーチ派遣費、コート使用料、連盟登録料、ボール購入費等活動に必要な経費に使用する。
- 3 本会運営上経費が不足し、必要と認められるときには役員会で協議し、必要額を臨時徴収できるものとする。

(会則の変更)

第11条 この会則の改廃は 会員の3分の2以上の同意により成立する。

(別 表) 慶弔規定 旅費規程

この会則は 平成16年8月28日から実施する。

附則

- 会則変更により、平成19年5月1日より施行する
- 会則変更により、平成24年4月1日より施行する
- 会則変更により、平成28年4月1日より施行する
- 会則変更により、令和6年4月1日より施行する

龍野ジュニアソフトテニスクラブ保護者会慶弔規定

第1章（総則）

本会の会員及び児童に関する慶弔は、ここに定める規定によって、弔意あるいは祝意を表す。

第2章（ジュニア会員に関して）

- ① 練習中における負傷のとき、加入してるスポーツ保険での対応とする。
- ② 練習中における負傷が1ヶ月以上に及ぶときには、5,000円をおくる。
- ③ その他の特別のときは、役員会で協議する。

第3章（会員に関して）

- ① 会員またはこれに代わる人が死亡のときは、香料10,000円をおくり、役員が会葬する。
- ② その他については役員会で協議する。

第4章（ジュニア会員に関して）

- ① 県連盟の予選を勝ち抜き、近畿大会以上に出場した場合1人につき5,000円を贈り激励する。
- ② 県連盟の予選を勝ち抜き、全国大会に出場した場合1人につき10,000円を贈り激励する。

第5章（選手派遣に伴うコーチ派遣に関して）

- ① 選手の搬送は原則として保護者が責任を持って行う。
- ② 保護者による選手派遣が不可能な場合に限り、コーチが搬送を行う。

第6章（運用）

本規定の執行は、会計が行い、役員会に報告する。「協議」は、役員会で行うが、急を要するときは、会長が先決し役員会に報告する。

第7章（改廃）

本規定は、平成16年8月28日から実施し、改廃は、役員会の協議を経て、総会の承認を受けなければならない。

追記

本規定に関しての、返礼は一切行わないものとする。

第1回改訂 平成17年1月8日

第2回改訂 平成24年4月1日

龍野ジュニアソフトテニスクラブ保護者会旅費規定

第1章（総則）

本会の会員及び選手派遣及びジュニアクラブ運営に関する旅費は、ここに定める規定によって、支給する

第2章（搬送）

会員が選手搬送のために出張した際は旅費を支給する。

第3章（コーチ派遣）

選手派遣に伴うコーチ派遣費用の一部及び県連盟が招集する会議に出席するための費用を負担する。（交通費、宿泊費、コーチ派遣費）

※負担費用額は、役員会で協議する

① コーチ派遣の対象大会等を以下とする

ア:県連盟主催大会及び会議

イ:県連盟主催大会に続く上位大会

ウ:イの上位大会に係る強化練習会

エ:龍野ジュニアクラブが選手強化のために必要と認める大会

② コーチ派遣費は1日につき以下の通りとする

2,000円

第4章（船車賃及び加算金）

① 船車賃は車両を自己運転した場合や、バス・タクシー・船等交通機関を利用した際の補助金として支給する。

② 加算金は、コーチの運転する車両に、ジュニア会員選手を同乗させた場合に支給する。

第5章（加算金）

削除

第6章（改廃）

本規定は、平成17年4月1日から実施し、改廃は、役員会の協議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第1回改訂 平成17年1月8日

第2回改訂 平成26年4月1日